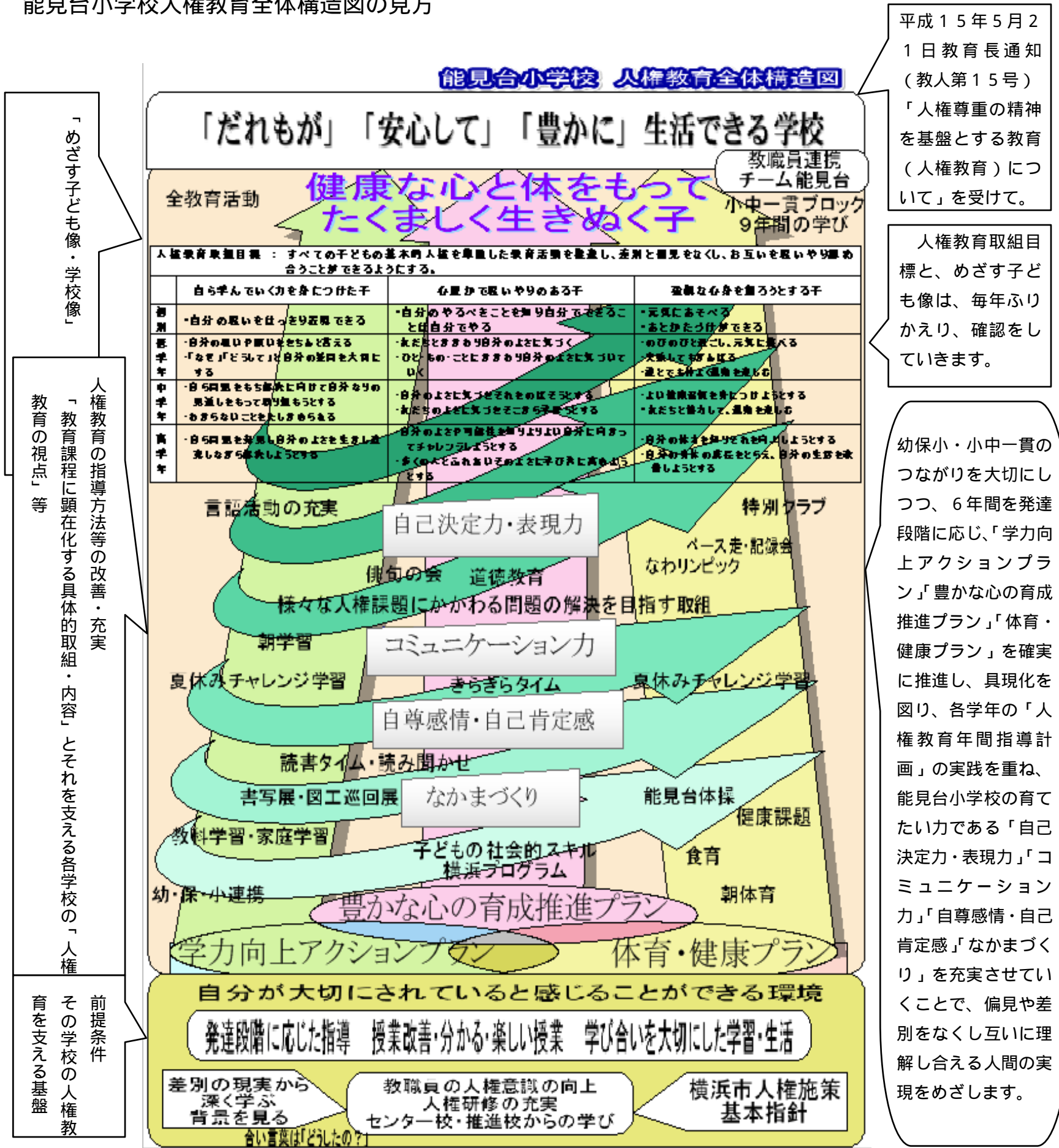


能見台小学校人権教育全体構造図の見方



平成15年5月21日教育長通知(教人第15号)「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)について」を受けて。

人権教育取組目標と、めざす子ども像は、毎年ふりかえり、確認をしていきます。

幼保小・小中一貫のつながりを大切にしつつ、6年間を発達段階に応じ、「学力向上アクションプラン」「豊かな心の育成推進プラン」「体育・健康プラン」を確実に推進し、具現化を図り、各学年の「人権教育年間指導計画」の実践を重ね、能見台小学校の育てたい力である「自己決定力・表現力」「コミュニケーション力」「自尊感情・自己肯定感」「なかまづくり」を充実させていくことで、偏見や差別をなくし互いに理解し合える人間の実現をめざします。

前提条件

人権教育は差別の解消をめざす教育活動。差別の現実や児童の言動の背景を見つめるところから始まる。

能見台小の教職員の合い言葉は、「どうしたの？」

横浜市立学校として、市の基本指針のもと、様々な人権課題にかかわる問題の解消を目指し、人権教育センター校や人権教育実践推進校の実践に学び、校内研修を充実させ、教職員の人権感覚・人権意識の向上をはかります。そして、児童の発達段階に応じた、分かる授業・楽しい授業の実現中で、学び合いを重視した教育活動を展開します。こうした取組が、児童が「自分が大切にされていると感じることができる環境」の実現の前提であると考えます。

各学年の「人権教育年間指導計画」は、毎年評価・見直しをしていくとともに、具体的実践例を蓄積していきます。